

平成二十五年 度

第三十三回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十五年十一月十九日(火)  
於 都庁第二本庁舎三十一階  
特別会議室二十四

次 第

- 一 開 会
- 二 諮問事項の審議  
・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 三 閉 会

出席者

学識経験者

公益社団法人日本港湾協会副会長 川嶋康宏  
 明治大学農学部教授 倉本宣(欠席)

港湾・海上公園関係者

一般社団法人東京港湾協会会長 鶴岡純一  
 東京倉庫協会会長 笠原伸次  
 東京港定航船主会会長 田代誠二  
 東京港湾労働組合連合会副執行委員長 都澤秀征

関係行政機関の職員

関東地方整備局長 深澤淳志(欠席)  
 関東運輸局長 原喜信  
 東京海上保安部長 恩田隆

東京都職員

港湾経営部長 笹川文夫  
 海上公園課長 後藤和宏  
 監理担当課長 巻嶋國雄  
 企画担当課長 田代純子

## 開 会 (午後三時二十三分)

○田代企画担当課長 ただいまから第三十三回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には、審議会に引き続き、お疲れのところ大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長、田代が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定足数についてご報告申し上げます。

本日は、九名の委員のうち、七名の委員が出席されておりまして、よって、東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただいております。

次に、本日お手元に配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、「東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書(写)」でございます。

資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三といたしまして、「負担割合一覧表」でございます。

資料四といたしまして、「平成二十四年度・平成二十五年度事業費等比較表」でございます。

そのほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、「港湾環境整備負担金制度について」及び座席表をお配りしております。

以上、ご確認をお願いいたします。

### 諮問事項の審議

#### 港湾環境整備負担金に係る

#### 負担対象工事の指定(案)

○田代企画担当課長 本日の審議事項でございますが、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載してございます「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」についてでございます。本件の審議につきましては、昭和五十五年の東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、川嶋部会長どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋部会長 それでは、部会を始めたいと思います。

毎年、先ほどの審議会のほうですと非常にご意見が出るんですけれども、こちらは全くご意見が出ないで議決をしておりますので、今日はぜひご発言をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○笹川港湾経営部長 港湾経営部長の笹川でございます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既にご案内のことと存じますが、改めまして制度の概要につきまして簡単に説明を申し上げます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区等に事業所を立地いたしました事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、負担をいただくものとございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度より負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして説明申し上げます。大変恐縮ですが、着座の上、ご説明させていただきたいと思っております。

本日ご審議いただきます平成二十五年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は三千七百万円、また、負担対象事業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきまして説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」をご覧ください。

お手数でございますが、三枚目の負担対象工事の指定についての表をご覧くださいと存じます。

表の最上段にございます①の「工事の種類」から⑧の「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次説明を申し上げます。

①から⑧の各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合には、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、①の欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の二に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」でございます。

三は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

②の欄は「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

三は、東京港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」を示しております。

④の欄は、「工事の完了した日」でございます。⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十四年度の費用でございます。

⑥の欄は、「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方でございます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。その内容につきましては、資料三に記載しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

⑧の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業

場の敷地等の合計面積」でございまして、この面積が負担金額算出の基礎となるものでございまして、

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料二で補足させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の資料二の一ページをお開きいただきたく存じます。

負担金の負担区域を图示したものでございまして、負担区域は、東京港港湾区域及び臨港地区でございまして、

ちよつと小さくて恐縮なんです、図の右下の表の上部に示してありますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございまして、面積は五千九百九十四・一ヘクタールでございまして、赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございまして、面積は一千三十二・三ヘクタールでございまして、

また、中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施工箇所を图示してございまして、

青色で表示しております①から⑩の十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。公園の名称及び面積は、①の晴海ふ頭公園以下、下段の表に記載してございまして、ご覧いただきたいと存じます。

また、水面清掃工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございまして、

続きまして、二ページをお開きいただきたいと思っております。

二ページは「平成二十五年港湾環境整備負担金の概要」でございます。

この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございまして、上段の表につきまして、ご説明を申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費五百五十六万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、F欄の負担額が十九万余円となります。同様に、維持工事につきましては、事業費が九千六百万円に對しまして、負担額が千七百八十五万余円、水面清掃工事につきましては、事業費二億六千三百二十八万余円に對しまして、負担額が一千九百二十四万余円となりまして、合計額は事業費三億六千四百八十五万余円に對しまして、負担額は三千七百三十万余円でございまして、

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございまして、また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございまして、②プラズ③というのが、右側の臨港地区の②の事業場予定地、それから③の事業場の面積を足した数字の七百九十二万六千平米となっております。以下、③の七百二十八万八千八百七十一平米、そして③、④、⑤を加えた千四百二十六万八千四百八十三平米というような形になっております。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調査として表にしたものでございまして、お目通しをいただければと存じます。

次に、六ページをご覧くださいと存じます。

建設・改良工事の概要でございます。内容といたしましては、城南島海浜公園を対象といたしましたつばさ浜改修基本・実施設計及び屋内外照明器具や太陽光発電等の施設効果モニタリング調査でございます。

次に、七ページをご覧くださいと存じます。

維持工事の対象となっております十箇所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございまして、

維持管理面積につきまして、昨年度からの増減はなく、合計で三十一万二千百十平方メートルとなっております。

続きまして、資料の三をご覧いただきたいと存じます。

負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、それから目的や主たる利用対象者の状況に応じ、種別化したしまして設定させていただいております。

次に、資料の四をご覧いただきたいと存じます。

この表は、参考までに平成二十四年度と平成二十五年度の負担金の対象となる工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十五年度、中段が平成二十四年度、下段は増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち事業者の方々に負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして約二百二十九万円増の三千七百万円となっております。

以上をもちまして、大変雑駁でございますけれども、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○川嶋部会長 ありがとうございます。

これ、一平米当たり幾らぐらいなんでしょう。

○巻嶋監理担当課長 七・七円でございます。

○川嶋部会長 七・七円。

ということでございます。環境整備負担金の法律というのは、因果関係がなくても、そこに立地しておられればその企業者にお支払いいただくという、従来の因果関係があつてという負担とその実際の額との対象がはつきりしているものなんですけれども、これはそういうものではないものということでございます。理解をいただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。毎年異議なしで認めていただいておりますから、今回もそれでよろしゅうございますでしょうか。

○都澤委員 質問なんですけれども、この負担工事の指定のあれで、漂流物の除去その他の水面清掃のための工事というものもこれは入っているんだと思うんですけども、この間ちよつとテレビで見たら、お台場のところに屋形船がいっぱい来ていますね。横浜からも来るのか、あそこで沈没しちゃつたでしょう。

○巻嶋監理担当課長 はい、土曜日ですね。

○都澤委員 沈没しちゃつたよね。それで、撤去はまだできていなくて、今もまだあるらしいんだけど、あそこの下は昔、いかだの船がドルフィンか何かであつたところで、下に杭がいっぱいあるんだってね。あれにぶつかつて沈没したらしいんだよね。それで、これは港湾環境整備との関係でも十分関連があるんだけど、その辺というのは全然意見というか、何か対策とか何も考えていないんですか。あそこは相当屋形船が来ますからね。この間はたまたま船長さんが、なれた船長さんだったらよかつたんだけど、その船長さんがいなくなつたんで、かわりの船長さんが来たら、なれていないからぶつちやつて、大変な問題ですよ、あれは。

○後藤海上公園課長 あそこはお台場の中でも、レクリエーション水域と、船が今回沈没した海浜保全水域と分かれているんですけども、屋形がよく夜多く入るのはレクリエーション水域のほうで大体が水深が三メートルぐらいございます。あと、水上バスが通つていますので、そこも水深四メートルを確保するように、日ごろから下の水深を保つような工事もさせていただいているんですけども、通常の屋形はあそこまで内側の岸辺には、東京の屋形は実は入ってこないです。実際水深が一メートルを切るような水深のエリアでして、必ずしも、杭がなくても、多分座礁したんじゃないかというところにちよつと入つてこられてしまったものだから、全くあそここのところの海底面を存しない方だったのかなど。

まだちよつと今原因については調査中ということで、私のほうも細かくは全く聞いていないんですけれども、ですので、あのその部分には屋形は通常入ってきていないエリアなものですから……

○都澤委員 ああ、そういうところに入っちゃったということだね、この間はね。

○後藤海上公園課長 そうですね。ちよつとまたいろいろ屋形の実際の組合の方のご意見等が出てくれば、それも参考にしながら考えたいと思います。

○都澤委員 素人だけに、ちよつとあの程度だったら、こういうところの工事でもつてやれるんじゃないかなと思つたものだから。

○川嶋部会長 その撤去は負担金の対象外ですよ。

○巻嶋監理担当課長 対象外です。

○都澤委員 対象外なんですか。

○巻嶋監理担当課長 はい、対象外です。

○都澤委員 わかりました。

○田代委員 進入禁止とかには、わかるようにはなっていないんですか。ブイがあるとかですね。

○後藤海上公園課長 通常にもう岸辺ですから、東京湾はどこでも基本的に水面の航行は自由なわけですから、全部を全部、ブイは全くだも通常は設置してなくて、沈船とかがあるときには警告してはいますが、余りにもちよつと岸に寄り過ぎたのかなと。

○都澤委員 あの下には昔の木材が埋まっているんでしょう、相変わらずあつたあつた。

○後藤海上公園課長 どうなんでしょうか。

○都澤委員 だと思ひますよ、恐らく。

○川嶋部会長 ほかにございせんか。

○鶴岡委員 じゃ、一つだけ。

○川嶋部会長 はい。

○鶴岡委員 予算関係なんですけれども、一応事業負担もあるというところで、我々も公園は大事だと思うんですが、実際の利用実態をよく調べられて、無駄な公園はできれば排除していただいて、経費節減に努めていただきたいと。非常に港湾の中には、全く人が来ない公園が幾つもありますので、その辺はひとつ、事実上お金のかかる話ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございませう。

○川嶋部会長 ぜひよくご検討いただいて。

よろしゅうございませう。

ご発言もないようでございますので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定については原案どおりとする旨、決議したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川嶋部会長 ありがとうございます。

異議なしのご発言でございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私のほうから答申をさせていただきますと思ひます。準備の都合でちよつとお待ちいただきたいと思います。

(答申書に署名)

○川嶋部会長 原案を適当とする旨、答申いたしますので。

○笹川港湾経営部長 ありがとうございます。

(答申書 手交)

○川嶋部会長 以上をもちまして諮問事項の審議を終了したいと思います。

なお、東京都の港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は、次回に開催されます東京都港湾審議会

におきまして私のほうから報告をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局のほうからご挨拶をということでございますので、笹川部長のほうからお願いをいたします。

○笹川港湾経営部長 本日は大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただきまして、またご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいま諮問案につきましては、原案を適当とするという旨の答申を頂戴いたしましたところでございます。

東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得まして、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○川嶋部会長 ありがとうございました。

それじゃ、田代さんにお返しします。

○田代企画担当課長 部長会長並びに委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 閉 会 (午後三時四十四分)

— 了 —